

日水コングループ人権方針

株式会社日水コン（以下「当社」という。）は、人権の尊重が、当社及びその子会社からなる日水コングループ（以下「当社グループ」という。）にとって重要な社会的責任であることを認識し、人権を尊重した企業活動を通じて、持続可能な水環境・社会に貢献するため、人権に関する基本的考え方として、この人権方針（以下「日水コングループ人権方針」という。）を以下の通り定めます。

1 人権尊重へのコミットメント

- （１） 当社グループは、「プロフェッショナル」、「主体性」、そして「誠実」というグループ共通の価値観のもと、「水のインパクトカンパニー」になることを目的として掲げ、確かな技術で水環境への新しい価値創造を通じて、長期的な社会からの期待に応え、より良い未来を生み出せると信じています。当社グループは、人権尊重を、全ての企業活動の前提であり、取り組むべき重要課題の一つとして捉え、社会の持続的発展に貢献してまいります。
- （２） 当社グループは、「ビジネスと人権に関する指導原則」を尊重し、「国際人権章典」並びに「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言」に規定された基本的権利に関する原則で示された人権を最低限のものと理解し、尊重します。また、各国・地域の法令等やその執行によって、国際的な人権が適切に保護されていない場合には、各地域の法令等を遵守しつつ、国際的な人権基準を尊重するための方法を追求します。
- （３） 当社グループは、その企業活動が人権への負の影響をもたらす可能性があることを理解し、人権デュー・ディリジェンスや救済措置を通じて、人権の尊重に取り組みます。

2 日水コングループ人権方針の位置づけと適用範囲

- （１） 日水コングループ人権方針は、当社グループが企業活動全般において人権の尊重に取り組むため、グループ共通の価値観である「プロフェッショナル」、「主体性」そして「誠実」及び変わらず追求し続ける「水のインパクトカンパニー」になるという使命に基づき定めた原則です。
- （２） 日水コングループ人権方針は、当社グループの全ての会社に適用され、全ての役職員がこれを踏まえて人権尊重に努めます。また、当社グループは、顧客やサプライヤーにも人権の尊重を働きかけ、顧客やサプライヤーが人権への負の影響を引き起こしている場合には、適切な働きかけをするように努めます。

3 役職員の人権

- （１） 当社グループは、当社グループの全ての役職員一人ひとりの尊厳と基本的人権を尊重します。また、役職員一人ひとりが最大の財産であると捉え、各々にとって働きやすい職場づくりに努めると共に、結社の自由と団体交渉権を尊重します。
- （２） 当社グループは、いかなる場合も、人種、国籍、社会的出身、信条、宗教、障がい、性別、ジェ

ンダー、性的指向、性自認、年齢、健康状態等による差別、あらゆるハラスメント、強制労働、児童労働等の人権侵害を決して容認しません。全ての役職員にその遵守を徹底させます。

- (3) 当社グループは、人権啓発研修の実施等により、役職員一人ひとりが人権に関する正しい理解と認識を得られるよう努めます。

4 顧客への人権尊重の期待

- (1) 当社グループは、人権尊重の理念を顧客と共有し、顧客にも人権への負の影響を発生させないよう働きかけます。
- (2) 当社グループは、顧客に提供するサービスや商品が、人権への負の影響を引き起こし、助長し、または直接的に結びつく場合、当社グループとして顧客と共に適切に対応し、顧客において人権への負の影響が引き起こされている場合、適切に顧客に働きかけることにより、人権尊重を推進します。

5 サプライヤーへの人権尊重の期待

- (1) 当社グループは、人権尊重の理念をサプライヤーと共有し、サプライヤーにも人権への負の影響を発生させないよう働きかけます。
- (2) サプライヤーにおいて、人権への負の影響が引き起こされている場合、適切な対応を取るようサプライヤーに働きかけることにより、人権尊重を推進します。

6 救済措置

当社グループは、当社グループの役職員や事業活動が、人権への負の影響を引き起こし、助長し、または直接的に結びついた場合、適切に対応し、その救済に取り組みます。

7 ガバナンス・管理体制

- (1) 日水コングループ人権方針は、取締役会の決定によって制定又は改正され、今後も必要に応じて見直しを行います。
- (2) 人権に関する取り組みは、定期的にサステナビリティ委員会で審議された上で、取締役会に報告されます。

8 ステークホルダー・エンゲージメント

当社グループは、ステークホルダーとの対話と協議を行うことにより、人権尊重の取り組みについて改善と向上に努めます。

以 上

2025年1月1日制定